

岡山市告示第 909 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 9 日岡山市告示第 778 号により指定した区域についてその一部を解除する。

平成 28 年 9 月 16 日

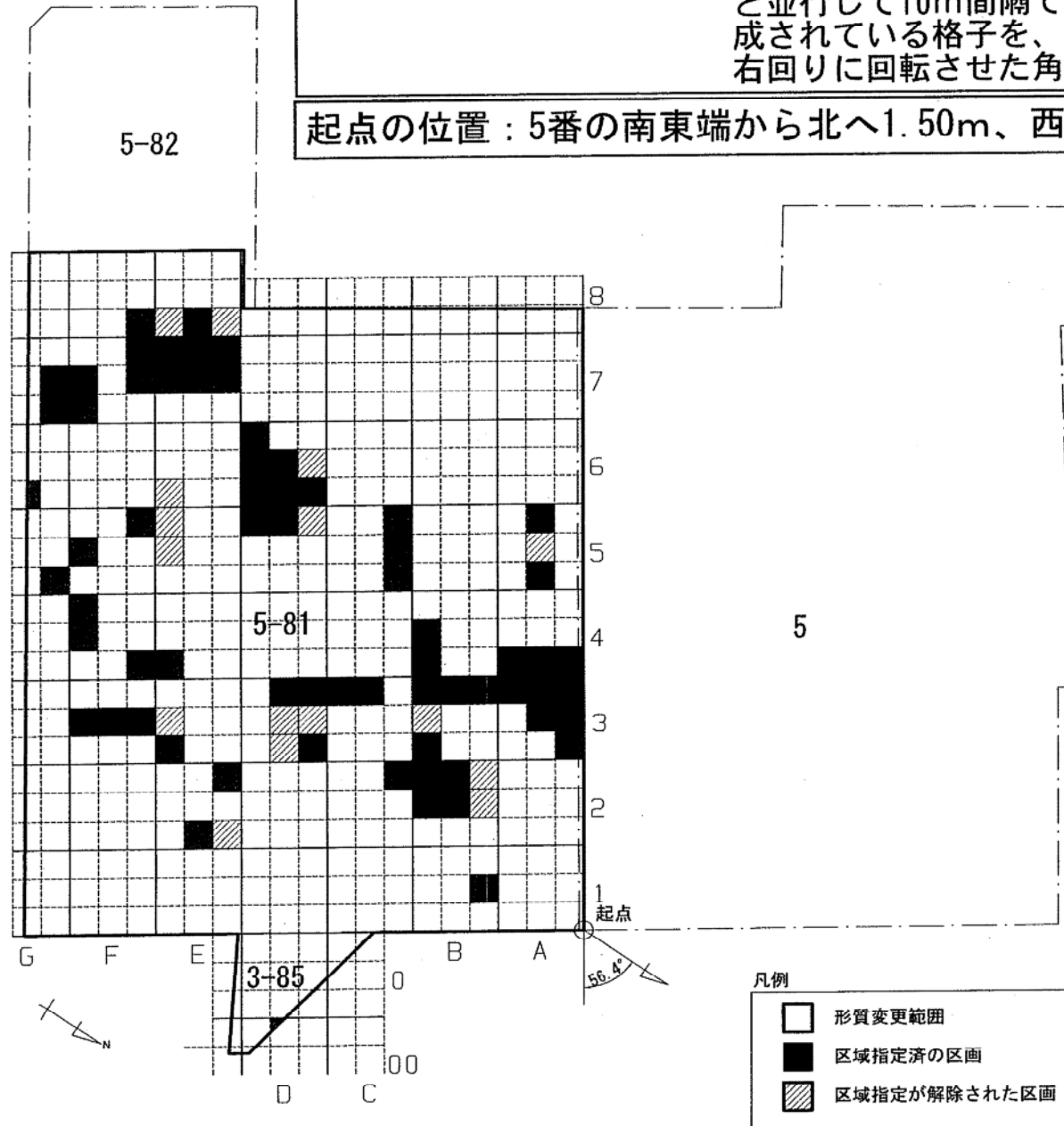
岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
南区築港元町 5-81 の一部 （別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項  
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
・ 砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

格子の回転角度 (56.4度) : 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

起点の位置 : 5番の南東端から北へ1.50m、西へ1.00mの位置



A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

地点名 : 1A-7  
地点名の設定例

- 凡例
- 形質変更範囲
  - 区域指定済の区画
  - 区域指定が解除された区画